

坂出市総合評価審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂出市が発注する建設工事に係る総合評価落札方式による入札の実施に関し必要な審査を行うため、坂出市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 落札者決定基準の策定に関すること。
- (2) 落札者の決定に関すること。ただし、前号に係る意見聴取に際し、落札者の決定について改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合に限る。
- (3) その他総合評価落札方式に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、副市長、技監、総務部長、建設経済部長の職にある者をもって充てる。

- 2 前項に掲げる者のほか、臨時委員を置くことができるものとし、その都度委員長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定により、学識経験を有する者の意見を聴くため、審査委員会に特別委員を2名以上置くものとする。
- 4 前項の特別委員は、市長が委嘱するものとする。

(委員長等)

第4条 審査委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれ副市長の職にある者および総務部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員（臨時委員および特別委員を含む。以下同じ。）を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員長、副委員長および委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、原則として出席委員の全員一致をもって決するものとする。
- 4 緊急その他の理由により会議を招集できないときは、委員からの意見書の提出をもって意見の

聴取に代えることができる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 会議の内容は公表しないものとし、何人もこれを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。